

3

緑の施策

緑の施策では、3つの基本方針に基づき、それぞれ施策の方針や具体的な施策を定めます。

施策の方針		施策の内容
(1) 緑を守り、次代に残すための施策 (P59)	1) 地域制緑地の保全(P60)	①森林の保全(p60) ②斜面地の緑の保全(P61) ③農地の保全(P61) ④河川や池沼などの保全(P61) ⑤沿岸域の緑の保全(P61) ⑥宅地開発の適正な誘導による緑の保全(P62) ⑦保存樹木、保存樹林の指定による保全(P62)
	2) 公共施設緑地の保全(P62)	①都市公園、公共公益施設緑地の維持・保全(P62)
	3) 民間施設緑地の保全 (P63)	①社寺林等の維持と周辺緑地の保全(P63) ②その他民間施設緑地の保全(P63)
(2) 緑をつくり、増やすための施策 (P64)	1) 施設緑地の整備 (P65)	①都市公園の整備推進(P65) ②市民農園や体験農園などの整備等(P68) ③市民緑地の整備(P68) ④自然環境を活かした公園の適切な管理と整備拡充(P68) ⑤河川敷を利用したレクリエーション施設の整備(p68)
	2) 公共公益施設の緑化 (P69)	①都市公園の緑化(P69) ②道路の緑化(P70) ③河川の緑化(P71) ④教育施設の緑化(P71) ⑤その他の公共公益施設の緑化(P71)
	3) 民有地の緑化 (P72)	①住宅地の緑化(P72) ②商業・業務地の緑化(P72) ③工業地の緑化(P72) ④駐車場・駐輪場の緑化(P72) ⑤緑の再生による自然の森づくり(P72) ⑥緑地協定の締結の推進(P73) ⑦緑化地域等の指定による市街地の緑化推進(P73) ⑧市が行っている主な緑化推進のための施策(P73)
	4) 効果の高い緑化の推進(P73)	
	5) 緑のネットワークの形成(P74)	
(3) みんなで考え、行動するための施策 (P75)	1) 市民参加と維持管理体制の整備 (P76)	①緑地管理機構制度の活用(P76) ②法や市条例に基づく保全施策への協力(P76) ③緑の基金条例制度の維持・拡充(P76) ④市民との連携(P76) ⑤緑に関する行政内の体制強化(P77)
	2) 緑の普及・啓発活動の推進 (P77)	①緑に関する専門家による緑の相談窓口の強化(P77) ②緑の教室等の開設(P77) ③グリーンバンク制度の検討(P77) ④緑のリサイクルの推進(P78) ⑤花と緑の交流の促進(P78) ⑥各種イベント・運動・事業の開催(P78) ⑦緑のハンドブック作成や広報活動の充実(P79)
		特別緑地保全地区、郷土の緑保全地区などの指定検討 市街地外縁部の緑の連続性の確保 農業振興地域整備計画に基づく農地の保全、市民農園や体験農園などの利用促進 河川区域の維持 瀬戸内海国立公園、日豊海岸国立公園など関係機関との協力による保全 宅地開発の適正な規制・誘導、開発許可制度の許可基準の見直し 大分市名木保存条例に基づく保存、景観法に基づく景観重要樹木の指定検討
		身近な公園の整備、核となる公園の整備、都市公園の計画見直し、立体都市公園制度、借地公園制度の活用、災害に強いまちづくりのための公園整備、人にやさしい公園づくり、住民との協働による公園の整備等 市民農園、体験農園などの整備 市民緑地の整備 高崎山自然動物園、九六位森林公園、河原内川河川プール、高島キャンプ場などの維持、整備拡充 水辺の楽校等の整備、遊歩道・サイクリングロード等の整備・拡充 緑化率の確保(街区公園、運動公園は30%以上、近隣、地区、総合、広域等は50%以上) フラワーポットの設置、法面緑化、テーマ性を持った街路樹の整備 堤防、広場の緑化、テーマ性のある河畔林の整備、自然学習の場の創出 平均緑化率を20%以上確保 平均緑化率を20%以上確保 活き粋大分街かど空間奨励事業、フラワーポット里親事業、苗木配布事業、みんなの森づくり事業
		緑地協定の締結推進 緑化地域の指定 活き粋大分街かど空間奨励事業、フラワーポット里親事業、苗木配布事業(緑の募金事業)、みんなの森づくり事業 緑視率の向上、樹木配置の工夫 遊歩道、サイクリングロードの整備、道路・河川の緑化推進による風の道の形成
		緑地管理機構制度の設立検討 市民との協働による緑の維持・管理 大分市緑の基金条例の維持・拡充 民間の緑化活動に対する支援体制の強化 国、県、他市町村との連携、行政内の体制強化 緑の相談所の設置 環境教育の推進、緑に関する講習会の実施、リーダーの育成、みんなの森づくり事業の推進 グリーンバンク制度の改定、見直し 緑のリサイクル体制の整備 木や花を通じた他市町村との交流 おおい人とみどりふれあいいち、大分市子ども会みどりの少年活動班大会、人と緑の交流会等 緑のハンドブック作成検討、冊子、広報、HPなどを活用した緑に関する情報の発信

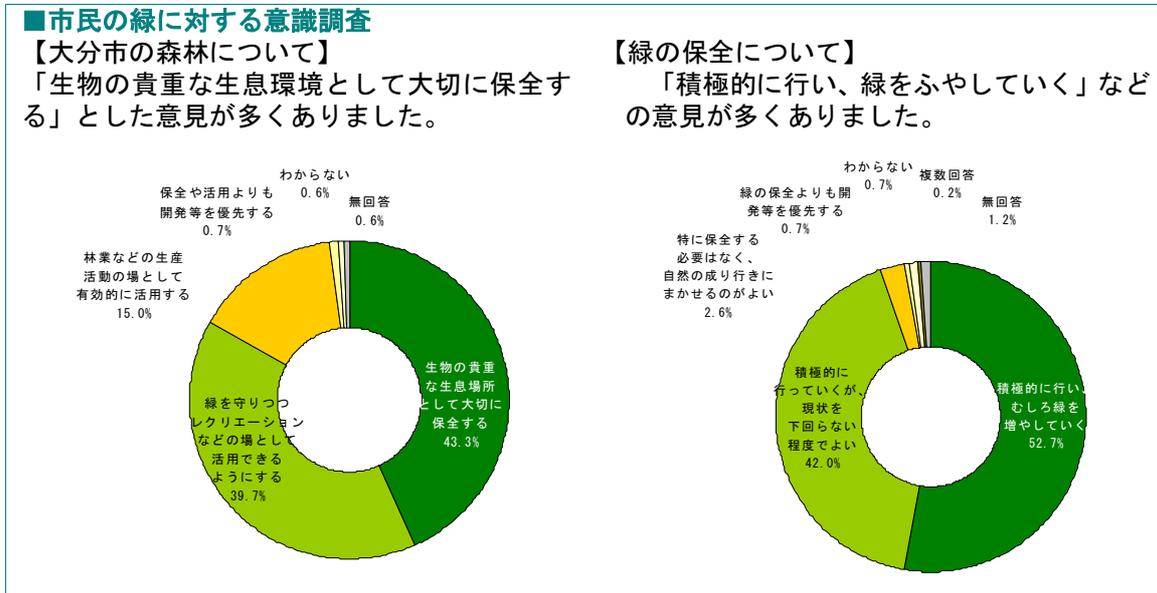
(1) 緑を守り、次代に残すための施策

本市の多くの緑を構成し、多くの生物の生息環境となっている森林や、市街地との境界をなす斜面地、丘陵地の緑、古くから伝え残されている社寺林や保存樹林を様々な制度等の活用によって大切に守り次代へと伝えていきます。

基本方針	基本施策	個別施策
(1) 緑を守り、次代に残す	1) 地域制緑地の保全 (P60)	①森林の保全 (P60)
		②斜面地等の緑の保全 (P61)
		③農地の保全 (P61)
		④河川や池沼などの保全 (P61)
		⑤沿岸域の緑の保全 (P61)
		⑥宅地開発の適正な誘導による緑の保全 (P62)
		⑦保存樹木、保存樹林の指定による保全 (P62)
	2) 公共施設緑地の保全 (P62)	①都市公園、公共公益施設緑地の維持・保全 (P62)
	3) 民間施設緑地の保全 (P63)	①社寺林等の維持と周辺緑地の保全 (P63)
		②その他民間施設緑地の保全 (P63)

1) 地域制緑地の保全

大分市では緑の骨格となる森林の緑、市街地内の樹林地、農地などの緑は、その特性に応じた保全策を講じ、保全を図っていきます。



①森林の保全

市域南部一帯に広がる森林や高崎山、佐賀関半島などのまとまりのある森林の保全に努めます。

貴重あるいは重要な植生や生態系が残る区域については、「特別緑地保全地区」や、市民とともに緑を守る「郷土の緑保全地区」などの指定に向けた検討を行います。

森林の中などで大規模な事業や道路整備等が行われる場合は、十分な環境アセスメントを実施することはもとより、事業の計画段階から環境保全措置（ミティゲーション）の概念を導入した保全策を図るよう誘導します。



野津原下原地区の山林（H20）

②斜面地等の緑の保全

丘陵地斜面の緑など市街地外縁部の緑について保全を図り、緑の連続性を確保します。

市街地に残る小規模な森林も保全を図ります。



郷土の緑保全地区（三芳地区 H20）

③農地の保全

農地の総合的な利用に関し定めた農業振興地域整備計画に基づき優良農地の保全に努めます。

地域農業の担い手の育成に努めるとともに、遊休農地などの生産基盤情報を担い手に提供し、農地の有効利用に努めます。

市民農園や体験農園などへの利用を促進し、耕作放棄地の発生防止とその解消を図ります。



戸次地区の農地（H20）

④河川や池沼などの保全

河川区域の維持を図るとともに、河川改修の際には治水・利水機能に加え、瀬や淵、護岸をできるだけ自然に近い形で整備することで、生態系や河川景観などの保全に努めます。



七瀬川（平野付近）（H20）

⑤沿岸域の緑の保全

瀬戸内海国立公園の高崎山や高島、日豊海岸国立公園に指定されているリアス式海岸をはじめとする沿岸域の自然的海岸や山地の緑について、関係機関と協力しながら緑の保全に努めます。

⑥宅地開発の適正な誘導による緑の保全

宅地開発においては、適正な規制・誘導を図り緑の保全に努めます。

条例などの整備により、開発許可制度の許可基準を見直し、開発の条件となる緑地の割合や緑地の創出量などについて検討を行います。



ポット苗による法面緑化 (H20)

⑦保存樹木、保存樹林の指定による保全

優良な樹木・樹林については「大分市 名木保存条例」に基づき、新たな指定を行い、その保存を図ります。

景観的に優れた、または地域のシンボルとなっている樹木については、景観法に基づく景観重要樹木の指定による保全を検討します。



楠木生のクスノキ
(大分市指定名木) (H20)

2) 公共施設緑地の保全

①都市公園、公共公益施設の緑の維持・保全

都市公園、官公庁施設、街路樹など公共公益施設の緑地について積極的な保全を図ります。

河川敷の運動場等については、今後も維持・保全を図ります。

緩衝緑地は、快適な住環境を保全するために、重要な緑地となっているため、今後もその維持に努めます。



上野丘子どものもり公園(H18)

3) 民間施設緑地の保全

①社寺林等の維持と周辺緑地の保全

社寺仏閣やその他歴史資源と一体になった社寺林やその周辺の良い緑について維持・保全を図ります。

②その他民間施設緑地の保全

貴重な緑地や防災、景観形成等の役割のある民有地の緑地については、市民緑地の指定など土地所有者等の協力を得ながら適切な保全を図ります。

また、まとまった規模の緑地を有する大規模工場や私立高校、私立大学など教育施設の緑地の維持を促進します。

なお、貴重な緑地等に対して、特に保全に緊急性を要する場合は「特別緑地保全地区」の指定等を検討していきます。



大規模工場の緩衝緑地 (H20)

(2) 緑をつくり、増やすための施策

市街地やその周辺の緑の少ないところについて積極的に緑化を行います。

また、地域の特性にあわせ緑の拠点づくりを行うとともに、施設緑地の整備、公共公益施設の緑化、民有地の緑化を進め、都市環境の向上を図ります。

道路、河川など軸的な施設の緑化による緑のネットワークの形成を行います。

基本方針	基本施策	個別施策
(2) 緑を創り、増やす	1) 施設緑地の整備 (P65)	①都市公園の整備推進 (P65)
		②市民農園や体験農園などの整備等 (P68)
		③市民緑地の整備 (P68)
		④自然環境を活かした公園の適切な管理と整備拡充 (P68)
		⑤河川敷を利用したレクリエーション施設の整備 (P68)
	2) 公共公益施設の緑化 (P69)	①都市公園の緑化 (P69)
		②道路の緑化 (P70)
		③河川の緑化 (P71)
		④教育施設の緑化 (P71)
		⑤その他の公共公益施設の緑化 (P71)
	3) 民有地の緑化 (P72)	①住宅地の緑化 (P72)
		②商業・業務地の緑化 (P72)
		③工業地の緑化 (P72)
		④駐車場・駐輪場の緑化 (P72)
		⑤緑の再生による自然の森づくり (P72)
		⑥緑地協定の締結の推進 (P73)
		⑦緑化地域等の指定による市街地の緑化推進 (P73)
		⑧市が行っている主な緑化推進のための施策 (P73)
	4) 効果の高い緑化の推進 (p73)	
	5) 緑のネットワークの形成 (P74)	

1) 施設緑地の整備

①都市公園等の整備推進

地域の特徴を活かした誰もが使いやすい公園を重点に考え、未整備の公園や既存の公園のほか、様々な施策を行うことで、市全体の都市公園等の整備の推進を行います。

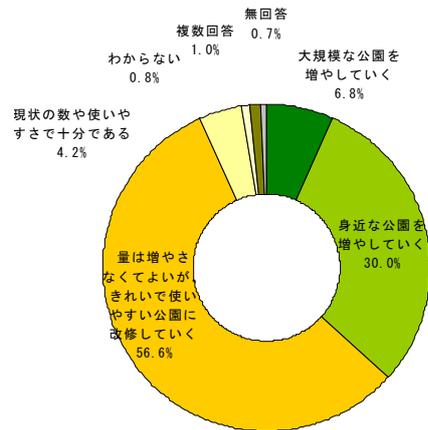


三佐中央公園 (H19)

■市民の緑に対する意識調査

【公園の整備について】

「きれいで使いやすい公園に改修していく」や「身近な公園を増やしていく」などの意見が多くみられました。



ア) 身近な公園の整備

子どもの遊び場、地域のコミュニケーションの場や、災害時の避難地となる街区公園、近隣公園、地区公園などの身近な公園の整備促進を図ります。

イ) 地区の核となる公園の整備

大分市では、大分スポーツ公園の建設が進み、市の中心的な公園としての役割を担うようになってきています。都市公園の整備については、市民の公園利用に対して、より快適なサービスの提供を行うことを目的として、大分スポーツ公園を中心とした新しい体系化のもとに公園配置を行うものとしします。

核となる公園は、総合公園規模の十分なスペースを確保するとともに、自然の動植物保護や防災、自然景観の保全など多くの役割を持つものとしします。

整備にあたっては、市民が1日、ゆっくりと楽しむことができる公園を基本として、各地区ごとに特色と魅力をもった公園の整備を進めます。



佐野植物公園 (H19)

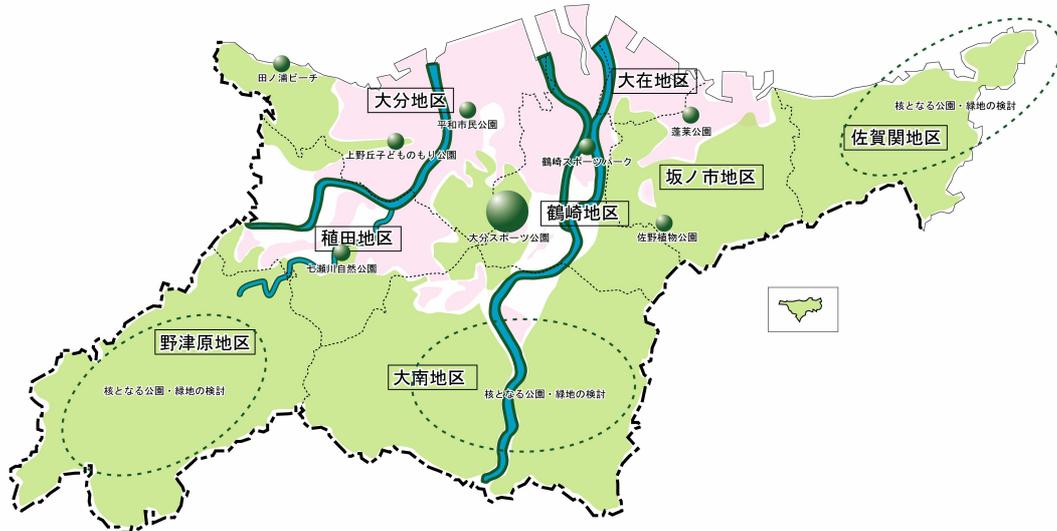


七瀬川自然公園 (H20)

地区の核となる公園一覧

地区名	公園名称	公園種別	計画決定面積 (ha)	整備テーマ	整備率
市全体	大分スポーツ公園	広域	255.0	スポーツとふれあい	一部整備済
大分	上野丘子どものもり公園	風致	14.0	文化とのふれあい	一部整備済
	田ノ浦ビーチ	総合	20.4	海の自然とのふれあい	整備済
	平和市民公園	総合	17.2	文化とのふれあい	整備済
鶴崎	鶴崎スポーツパーク	総合	11.0	水辺空間とのふれあい	一部整備済
大南	核となる公園・緑地の検討	未定	未定	山の自然とのふれあい	未整備
植田	七瀬川自然公園	総合	9.7	水辺空間とのふれあい	整備済
大在・坂ノ市	蓬萊公園	風致	13.9	歴史とのふれあい	文化財として一部整備済
	佐野植物公園	植物	21.6	植物とのふれあい	整備済
佐賀関	核となる公園・緑地の検討	未定	未定	海の自然とのふれあい	未整備
野津原	核となる公園・緑地の検討	未定	未定	山の自然とのふれあい	未整備

核となる公園の配置図



ウ) 都市公園の計画見直し

大分スポーツ公園の整備に伴って、現在の都市公園の配置や内容などについて、市全体で総合的に見直しを行います。

エ) 土地の有効活用による都市公園の整備（立体都市公園制度・借地公園制度）

公園用地の確保が困難な地区においては、駐車場、公共公益施設等の上部空間を利用する立体都市公園制度の活用により都市公園の整備を推進します。

公園の計画がなされていない地域などにおいては、借地公園制度等を活用した都市公園の整備を推進します。

オ) 災害に強いまちづくりのための公園整備

災害に強いまちづくりのために延焼遮断帯、耐震性貯水槽や災害用トイレなどの防災機能をもった公園整備を進めます。

カ) 人にやさしい公園づくり

誰もが気軽に楽しむことができるようバリアフリーや防犯面に配慮した公園を整備します。また、既存の公園についても出入口、園路、トイレなどの設備の見直しを行います。

キ) 地域の自然環境に配慮した公園づくり

自然環境や生態系などに配慮した公園づくりを検討します。

ケ) 住民との協働による公園づくり

公園を新たに整備する際にはワークショップなどにより、住民と協働した公園づくりを行います。

既存公園については、地域の特徴を活かした利用しやすい公園づくりを行います。

ク) 緑地の整備

景観形成、災害の防止、自然環境の維持など、重要な機能を有する緑地の整備を行います。

②市民農園や体験農園などの整備等

野菜や花の栽培体験を通してレクリエーションや生きがいづくりのため、また、農業・農村の理解を深めるため、農業を体験・学習できる場を創ります。



市民ふれあい農園（戸次地区）

出典：大分市農業振興基本計画

③市民緑地の整備

公園計画のない地域については、地域住民などと協働で維持管理を行う市民緑地の制度により、市民緑地の整備を推進します。

④自然環境を活かした公園等の適切な管理と整備拡充

高崎山自然動物園、九六位山森林公園、河原内川河川プール、高島キャンプ場など自然環境を活かしたレクリエーション施設の適切な維持に努めるとともに、利用者の動向や需要を踏まえながら、関係機関と調整を図り、自然的レクリエーション施設の整備拡充について検討を図ります。



県民の森 平成森林公園 (H19)

⑤河川敷を利用したレクリエーション施設の整備

河川敷を利用し、子ども達が自然体験や学習を行える場所（水辺の楽校^{がっこう}等）など、水辺と親しめるレクリエーション施設の整備に努めます。

河川整備にあたっては親水護岸の採用に努めるほか、堤防、河川敷を活用した遊歩道、サイクリングコースなどを関係機関と協力しながら整備に

努めます。

元町の旧万寿寺跡周辺地区を歴史・文化・自然を活かした市民の活動拠点と位置づけ、歴史的環境を表現する場として河川敷の緑化整備を図ります。



大分川サイクリングコース (H16)



七瀬川自然公園 (H20)

2) 公共公益施設の緑化

①都市公園の緑化

現在の都市公園の緑化率は、街区公園と運動公園全体で平均が 29%、近隣公園や地区公園、総合公園、広域公園などでの平均が 63%となっています。これらの中には、平均を下回る公園もあるため、街区公園と運動公園については 30%以上、近隣公園や地区公園、総合公園、広域公園、墓園などでは 50%以上となることを目標に、緑化の推進を行います。

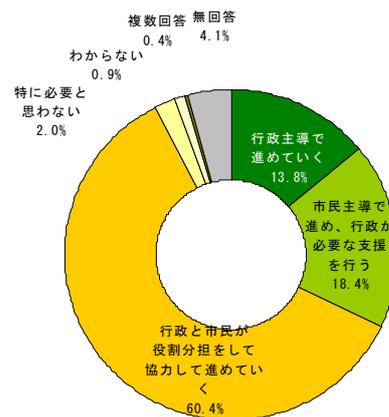
植栽に当たっては、利用者の憩いとやすらぎの場となり、親しみの持てるようなシンボルツリー、特徴的な花木や、緑陰効果の高い樹木などを取り入れた緑化を行います。

また、公園毎のコンセプト、役割や地域の特性等を考慮するとともに、防犯・防災面にも配慮した緑化を行います。

■市民の緑に対する意識調査

【市街地の緑化について】

「公共施設、民有地を含め全市的に緑化を進める」とした意見や、「公共施設を中心に緑化を進めるとした意見が多くありました。



小川や池などの水辺は、鳥や小魚、昆虫などの小動物の生息の場となり、また、気温を下げたり、人の心を和らげる役割もあります。このような公園の中の水辺についても、それぞれの公園の利用状況などをふまえ、緑化を推進していきます。

②道路の緑化

主な道路に関して緑陰効果のある街路樹の整備や、草花の植栽、フラワーポットの設置などの緑化を行い、緑のネットワークを創っていきます。

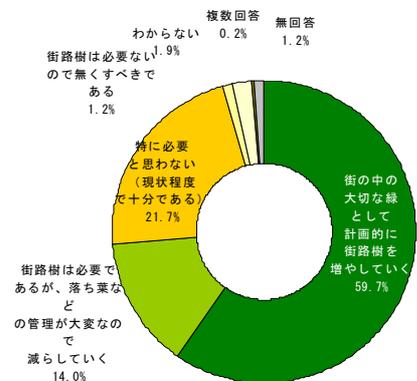
道路整備にあたって法面が生ずる場合には関係機関との協力のもと、ポット苗や、つる性植物による法面緑化を行います。

街路樹を配置するにあたっては、国、県、関係団体などと連携して、地区や路線ごとにテーマを設けた魅力的な街路樹整備について検討します。

■市民の緑に対する意識調査

【街路樹について】

「街の中の大切な緑として計画的に街路樹をふやしていく」とした意見が多くありました。



住宅地内の幹線道路 (H20)



法面緑化 (H20)

③河川の緑化

堤防や広場として利用されている場所の緑化を図ります。また、それぞれの場所の利用状況や周辺環境をふまえて、地区や地域ごとに樹種などのテーマを設けた魅力的な河畔林などの整備について検討します。

地域住民や関係機関とともに洪水被害の軽減を目的とした樹林帯の整備を推進し、安心して暮らせる河川周辺の環境を創出します。

河川敷を活用したビオトープづくりなど、関係機関との協力により自然学習の場の創出を図ります。



乙津川河川敷 (H19)

④教育施設の緑化

大分市教育委員会が管理する教育施設については、校庭の緑化をはじめ、屋上緑化、壁面緑化等を推進し、平均緑化率が20%以上となることを目標に緑化の推進を行います。



大在西小学校 (H20)

⑤その他の公共公益施設の緑化

市役所、公民館、処理場などの公共公益施設については、今後も緑化手法の工夫などにより、平均の緑化率が20%以上となることを目標に緑化の推進を行います。



弁天終末処理場の屋上緑化 (H19)



市役所の屋上緑化 (H20)

3) 民有地の緑化

①住宅地の緑化

緑の少ない既成市街地や住宅団地を緑化推進ゾーンとして、木や花を植えたり生垣を作るなど、住宅地での緑化の推進を図ります。

②商業・業務地の緑化

商業・業務地においては、屋上緑化や壁面緑化などを行い、緑化の推進を図ります。

③工業地の緑化

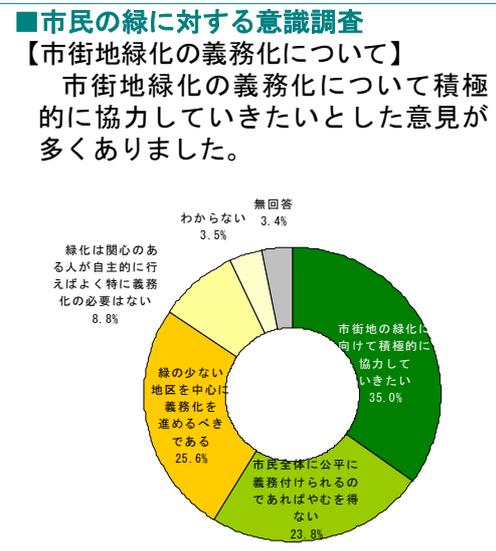
工業地内の緑の維持に努めるとともに、敷地周辺の緑化や、建物壁面の緑化、屋上緑化など適切な緑化の推進を図ります。

④駐車場・駐輪場の緑化

駐車場・駐輪場の敷地の緑化、建物壁面の緑化などの推進を図ります。

⑤緑の再生による自然の森づくり

採石場跡地や裸地、遊休地などで緑を再生し、自然の森づくりを進めていきます。



⑥緑地協定の締結の推進

民有地での緑地協定の締結を推進し、大分市全体での緑化の推進を図ります。

⑦緑化地域等の指定による市街地の緑化推進

市街地では土地の余剰地が少なく、都市公園等の公的な空間における緑の確保には限界があることから、一定規模以上の敷地の建築物の新築・増築を対象に敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける緑化地域を指定するなど、積極的に市街地の緑化を推進していきます。

⑧市が行っている主な緑化推進のための施策

民有地の緑化の推進については、次の施策を進めていきます。

■ 活き粋大分街かど空間奨励事業

道路・水路に面した住宅・事業所の敷地内に、生け垣などを造る場合、一定の条件を満たしていれば事業費の一部を助成する事業

■ フラワーポット里親事業

市民参加による緑化の推進、官民協働による緑豊かなまちづくりを実現することを目的とした事業で年2回（春、秋）市から苗を配付し、植付け、水やり、管理は里親が行うもの

■ 苗木配布事業（緑の募金事業）

緑の募金事業を活用し購入した苗木をイベント等で無料配布するもの

■ みんなの森づくり事業

緑の大切さ、楽しさを普及、啓発するとともに、市民、事業者と協働で森づくりを行う事業

4) 効果の高い緑化の推進

緑には環境保全や、防災機能など物理的な効果のほか、人々にやすらぎをもたらすなど快適性を高める心理的効果があります。このことから、ヒートアイランド現象の緩和や快適な生活環境をつくるため、道路、公園などを中心に、投影面積の大きな樹種や、植栽の配置の工夫をすることで、

緑陰効果の高い緑化の推進を検討します。

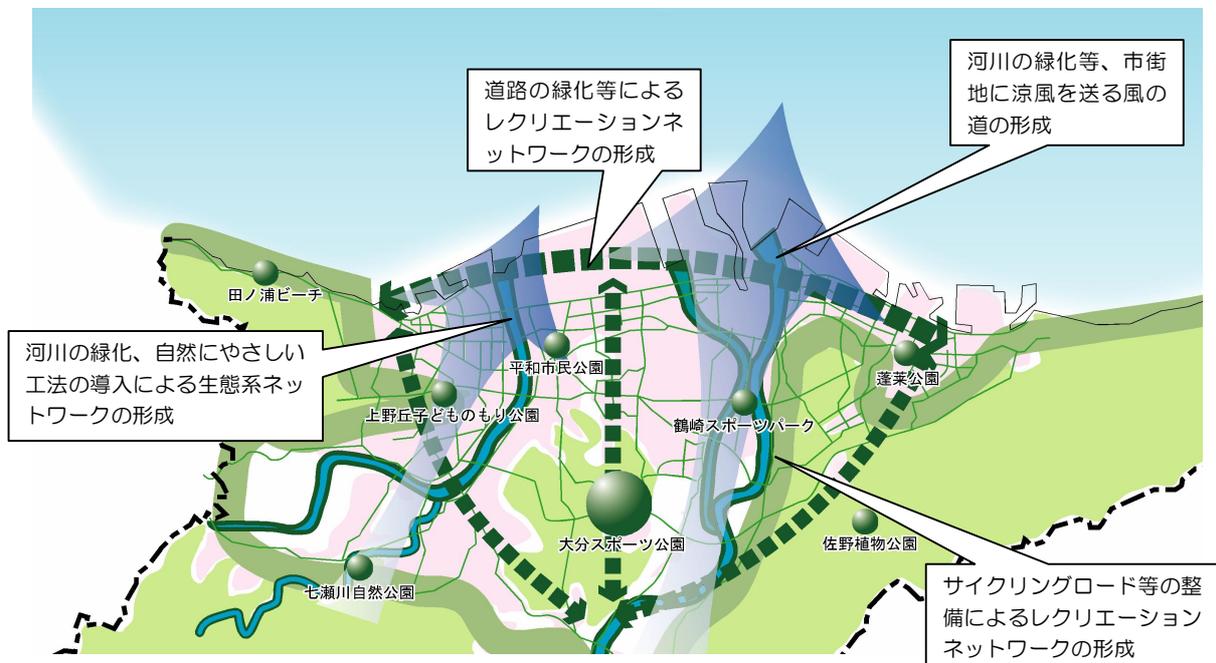
また、緑地率や緑化率の向上を図るだけでなく、街路樹、生け垣、壁面緑化など、人の視点からの緑の見え方を工夫することによって、緑視率の向上を図り、より効果の高い緑化を推進していきます。

5) 緑のネットワークの形成

都市計画道路を中心に、街路樹の整備や沿道の緑化をすすめ、都市公園や緑地、歴史資源等を結ぶ緑のネットワークや、大分川、大野川などの河川敷については、関係機関と協力し堤防緑化などを進めるとともに、遊歩道、サイクリングコースを整備し、快適な水辺空間を創り、また、生き物に配慮した緑のネットワークを形成します。

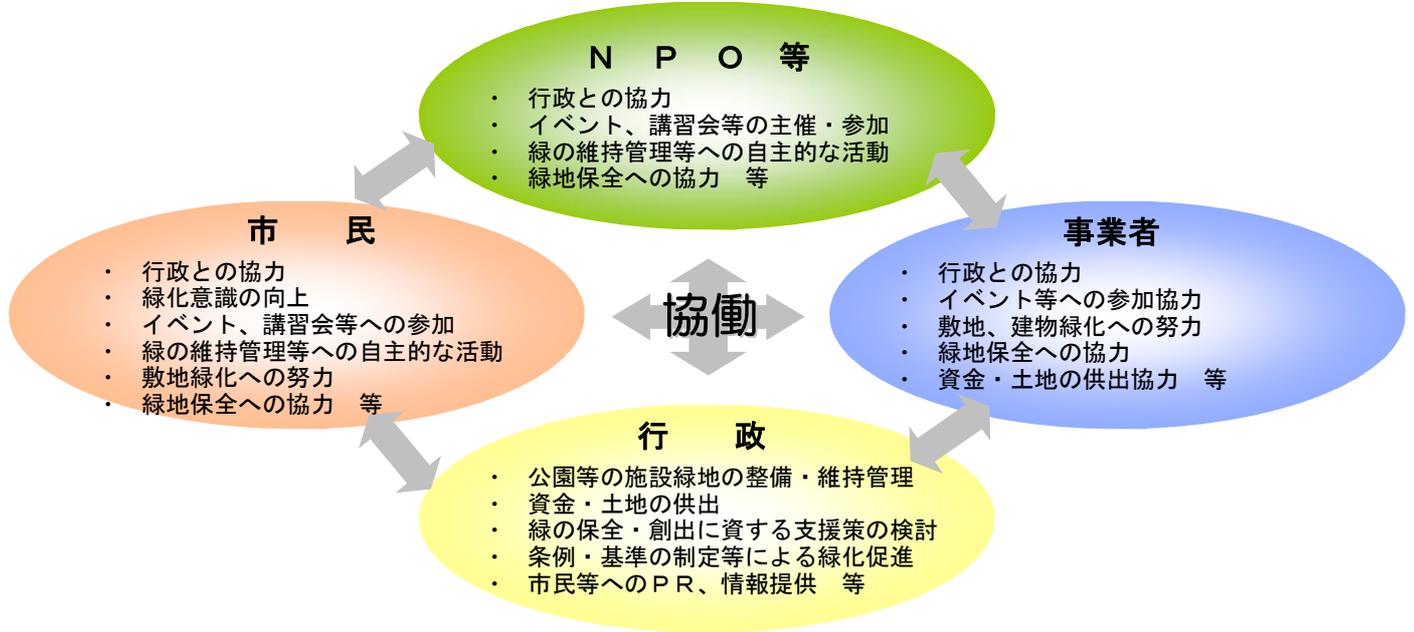
これにより、大分川、大野川を中心に、山や海からの涼風を市街地に送り込む風の道をつくり、ヒートアイランド現象の緩和など緑を感じるまちづくりを進めていきます。

大分市における緑のネットワーク形成のイメージ



(3) みんなで考え、行動するための施策

大分市では、緑に関するイベント、PR等を行い、市民、NPO等、事業者、行政、が一体となって緑化の推進に取り組んでいきます。



みんなで考え、行動するための施策のイメージ図

基本方針	基本施策	個別施策
(3) みんなで考え、行動するための施策	1) 市民参加と維持管理体制の整備(P76)	① 緑地管理機構制度の活用(P76)
		② 法や市条例に基づく保全施策への協力(P76)
		③ 緑の基金条例制度の維持・拡充(P76)
		④ 市民との連携(P76)
		⑤ 緑に関する行政内の体制強化(P77)
	2) 緑の普及・啓発活動の推進(P77)	① 緑に関する専門家による緑の相談窓口の強化(P77)
		② 緑の教室等の開設(P77)
		③ グリーンバンク制度の検討(P77)
		④ 緑のリサイクルの推進(P78)
		⑤ 花と緑の交流の促進(P78)
		⑥ 各種イベント・運動・事業の開催(P78)
		⑦ 緑のハンドブック作成や広報活動の充実(P79)

1) 市民参加と維持管理体制の整備

①緑地管理機構制度の活用

特定非営利活動法人（NPO法人）などが緑地の保全や緑化の推進に参加し、緑づくりに積極的に関与することができるよう、緑地管理機構制度の設立について検討していきます。

②法や市条例に基づく保全施策への協力

都市緑地法や大分市緑の保全及び創造に関する条例、大分市名木保存条例などにより指定された緑については、市民と協働で維持管理を行います。

③緑の基金条例制度の維持・拡充

緑に関する取り組みを、市民、企業、行政が協力しながら経済的に支えていく大分市緑の基金条例の維持・拡充を行います。

④市民との連携

緑の保全や緑化に関し、積極的に活動する市民や事業者などに対し、支援体制の強化を図ります。

緑の保全や公園、街路樹、河川などの維持管理にあたっては、公園愛護会など市民と協働で行います。

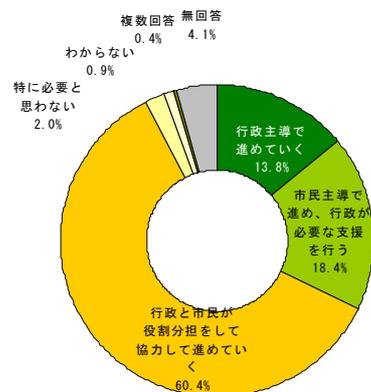
河川やため池については、親水性の向上を図りながら自然環境と調和したレクリエーション施設として再整備し、その保全を図るほか、市民との協働によってその有効活用方策について検討していきます。

また、隣接する自治体との連携を図りつつ、市民との協働によって緑の環境の維持に努めます。

■市民の緑に対する意識調査

【緑化の推進について】

行政と市民が役割分担をして協力して進めていくとした意見が多くありました。



⑤緑に関する行政内の体制強化

緑に関する計画や施策、事業を総合的に進めるために、国や県、他市町との連携を図るとともに、部局横断的なプロジェクトチーム等を活用するなど行政内の体制を整えます。

また、植栽計画、樹木設置等緑化に関する指導を、緑に関する担当部署において総合的に行います。

2) 緑の普及・啓発活動の推進

①緑に関する専門家による緑の相談窓口の強化

市民から寄せられる木や花など緑についてのさまざまな問い合わせに対し、専門家による相談窓口の開設・強化などを行います。

②緑の教室等の開設

自然とふれあう楽しさや緑の大切さを伝えていくために、緑や自然の専門家を交えた野外授業や観察会を行う緑の教室を積極的に開設します。

また、緑化に関する地域活動を支援するため、技術的な緑化手法等の講習会を実施し、緑の専門家によるリーダーの養成について検討します。

市民や事業者とともに、大分の自然の森を育てる取り組みである「みんなの森づくり事業」を今後も引き続き推進します。



人と緑の交流会 (H20)

③グリーンバンク制度の検討

不要になった樹木の引き取りやこれを必要としている市民の情報交換の場となるグリーンバンク制度の改定、見直しを行います。

④緑のリサイクルの推進

落ち葉や木の枝など、緑の廃棄物を回収から再利用までの、緑のリサイクル体制を整えます。

また、廃木や伐採木などのリサイクル化を促進するため、チップ化、肥料化等による活用を推進します。

⑤花と緑の交流の促進

木や花を通じて、他の市町村との交流を深める花と緑の交流を促進します。

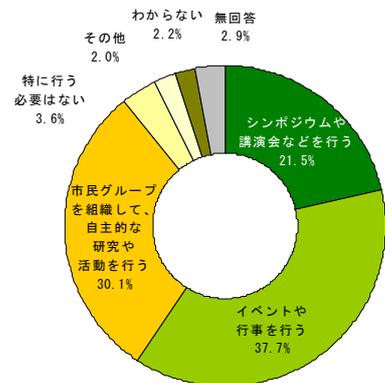
⑥各種イベント・運動・事業の開催

現在、次のような緑に関するイベント、事業があり、今後新たなイベントや事業の開催を含めて、内容の充実を図っていきます。

■市民の緑に対する意識調査

【緑化の推進について】

イベントや行事を行う、また、自主的な研究や活動を行うとした意見が多くありました。



- ・ おおいた人とみどりふれあいいち
- ・ 学校花いっぱい運動
- ・ 市の夏季奨励花「ヒマワリ」による花いっぱいコンクール
- ・ 植木造園展
- ・ 大分市子ども会みどりの少年活動班大会
- ・ みんなの森づくり事業
- ・ 人と緑の交流会



おおいた人とみどりふれあいいち
ふれあい花壇コンクール (H20)



おおいた人とみどりふれあいいち (H20)

⑦緑のハンドブック作成や広報活動の充実

大分市の名木や公園、レクリエーション施設、自然の観察場所や緑化手法などをまとめた緑のハンドブックの作成について検討します。

また、冊子、広報、HPなどを活用し、活動団体や緑に関する情報の発信を行います。